

# 危険物保安監督者選任・解任届出書

## 1 内 容

政令で定められた製造所等（下表参照）の所有者、管理者又は占有者は、甲種又は乙種危険物取扱者で、6ヶ月以上危険物の取り扱いの実務経験を有する者のうちから、危険物の取扱作業に関して保安の監督をする者を定め、その者が取り扱うことができる危険物の取扱作業に関して保安の監督をさせなければなりません。この危険物保安監督者を選任又は解任したときに使用します。

【根拠条文 法第13条第2項 危政令第31条の2】

## 2 手続き

- (1) 届出書を2部予防課危険物係に提出し、書類審査を受けます。
- (2) 支障がないと認められると、届出書の1部が返却されます。
- (3) 届出書の提出後、危険物施設の掲示板（危険物保安監督者の欄）を訂正します。

【関係条文 危規則第48条の3 市危則第16条】

## 3 提出時期

選任後、遅滞なく、解任後、遅滞なく届け出ます。

## 4 添付資料等

- (1) 危険物保安監督者実務経験証明書（昭和46年6月1日から平成元年3月31日までに免状を交付された方は不要です。）
- (2) 危険物取扱者免状の写し（両面）

## 5 危険物保安監督者の選任が必要な施設

危険物の種類 貯蔵・取扱いの 危険物の数量	第4類の危険物				第4類以外の危険物	
	指定数量の倍数が 30以下		指定数量の倍数が 30を超えるもの		指定数量の倍 数が30以下	指定数量の倍 数が30を超 えるもの
製造所等の別／引火点	40度以上	40度未満	40度以上	40度未満		
製造所	○	○	○	○	○	○
屋内貯蔵所		○	○	○	○	○
屋外タンク貯蔵所	○	○	○	○	○	○
屋内タンク貯蔵所		○		○	○	○
地下タンク貯蔵所		○	○	○	○	○
簡易タンク貯蔵所		○		○	○	○
移動タンク貯蔵所						
屋外貯蔵所			○	○		○
給油取扱所	○	○	○	○		
第一種販売取扱所		○			○	
第二種販売取扱所		○		○	○	○
移送取扱所	○	○	○	○	○	○
一般取扱所	○	○	○	○	○	○
容器詰替・消費用		○	○	○	○	○

法 → 消防法（昭和23年法律第186号）

危政令 → 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

危規則 → 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

市危則 → 新都市危険物規制規則（平成17年規則第178号）